

船舶事故等調査報告書

平成27年3月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第195号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年11月2日 18時20分ごろ
発生場所	香川県多度津町二面島西岸 二面島灯台から真方位243° 200m付近 (概位 北緯34° 18.03′ 東経133° 37.20′)
事故等調査の経過	平成26年11月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 東亜、19トン 273-13104 広島、東宝海運株式会社 B 台船 K-2002、不詳 なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 船底に凹損及び亀裂
事故等の経過	A 船は、船長ほか1人が乗り組み、長さ約100mのY字型のえい航索を船体中央の船尾寄りのえい航フックと鋼材パレット約200tを積載した非自航のB船の船首両舷とに繋いで引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、香川県丸亀市丸亀港を出港して愛媛県西条市西条港に向けて航行した。 A船引船列は、二面島南西方沖に達した頃、風力8の西南西風を受けて進むことができない状況になるとともに、A船が転覆する危険が生じたので、平成26年11月2日15時45分ごろ、船長がA船のえい航フックからえい航索を放した。 船長は、西南西風に圧流されるB船の動向を確認するためにB船の近くにいたが、どうすることもできず、18時20分ごろ、B船が二面島西岸に乗り揚げられるのを目撃した。 船長は、運航会社に事故の通報を行った。 B船は、その後自然離礁し、運航会社が手配したタグボートにえい航されて丸亀港に帰った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 8、視界 良好 海象：潮汐 高潮時、波高 約2.5～3m、潮流 東流約0.1ノット 香川県全域には、11月2日04時36分に強風注意報及び波浪注意報が発表され、本事故時、継続中であった。

<p>その他の事項</p>	<p>A船引船列の喫水は、A船が船首約1.4m、船尾約1.6mであり、B船が船首尾共に約0.6mであった。</p> <p>船長が出港前に入手した気象情報は、風向が西南西～西北西で風速が6m/s～10m/s、波の高さが0.5m～1.0mであり、航行に影響は少ないと判断して出港を決めたが、どの地域を対象とした気象情報であったかまでは確認していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>A船引船列は、二面島西南西方沖を西進中、風力8の西南西風を受けて進むことができない状況になるとともに、A船に転覆する危険が生じたことから、船長がA船のえい航フックからえい航索を放し、B船が圧流されて、二面島西岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、出港前に入手した気象情報で、A船引船列の航行に影響は少ないと思ったものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、A船引船列が、二面島西南西方沖を西進中、風力8の西南西風を受けて進むことができない状況になるとともに、A船に転覆する危険が生じたため、船長がA船のえい航フックからえい航索を放し、B船が圧流されて、二面島西岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報の入手を確実にし、風や波に関する警報・注意報が発表されている場合は、出港を見合わせることも考慮すること。